

小学生に対する交通安全ワンポイントアドバイス資料

テーマ『歩行者の通る所』

- 1 「歩道」を歩きましょう。
- 2 歩道のない道路では「路側帯」を歩きましょう。
※「路側帯」～歩道のない道路の端に白い線のひかれている部分
- 3 歩道・路側帯のない道路では「道路の右側」を歩きましょう。
- 4 踏切では、手前で立ち止まり、目と耳で電車が来ていないか確かめましょう。
警報機が鳴っているときは、電車が見えなくても踏切に入ってはいけません。

【補足】

- 道路で遊ばないこと
- 道路に飛び出さないこと
- 止まっている車のすぐ前や後を横切ってはならないこと



テーマ『歩行者の横断の仕方』

- 1 横断する場所
 - (1) 横断歩道や信号機のある交差点で横断するようにしましょう。
 - (2) 横断歩道橋，横断用地下道等の施設を利用しましょう。
 - (3) 横断歩道等が近くにない場合は，道路がよく見渡せる所で，左右の安全を確認してから横断しましょう。
- 2 信号機のある所で横断しようとする場合
 - (1) 信号が青になってから横断しましょう。
 - (2) 青になっても左右の安全を確認してから横断しましょう。
 - (3) 信号が変わりそうな場合（青色の点滅又は黄色）は，次の青信号まで待ちましょう。
- 3 信号機のない場所で横断しようとする場合
横断歩道の手前で立ち止まって，左右の安全を十分に確認して横断しましょう。
(遠くでも車がきていたら通り過ぎるまで待ちましょう。)



【補足】

- 夕暮れ時や夜間は，自動車・自転車などの運転者からよく見えるように目立つ色の服装をしたり，反射材を身に付けるようにしましょう。
- 歩行者用信号の意味（人の形の絵がある四角い信号）
 - 「青」・・・歩行者は進むことができます。
 - 「青の点滅」・・・歩行者は横断を始めてはいけません。
横断中の歩行者は，すばやく横断を終えるか，横断をやめて引き返さなければなりません。
 - 「赤」・・・歩行者は横断してはいけません。

テーマ『自転車に乗るときの心得』

1 自転車は「車両」

(1) 自転車も車両の一種です。交通ルールを守らなければなりません。

○ 道路では、歩行者や自動車などが一緒に通っていますので、いつでも、まわりの様子に気をくばりながら走行するようにしましょう。

(2) 傘を差しての片手運転，二人乗り，ジグザグ運転，手ばなし運転，競争など危険な乗り方をしてはいけません。

2 自転車の点検

自転車に乗る前には点検しましょう。ブレーキが故障している場合などは，その自転車に乗ってはいけません。

○ 簡単な点検要領～「ブ・タ・ハ・シャ・ベル」

ブ・・・ブレーキは前・後輪ともよくきくか

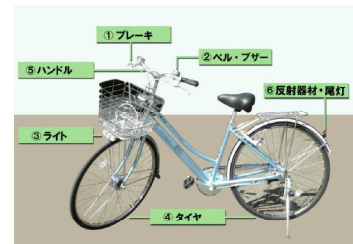
タ・・・タイヤには十分空気が入っているか

ハ・・・ハンドルは固定されているか

(ネジがゆるんでいないか)

シャ・・・車体（サドルは固定されているか，チェーンがゆるんでいないか，ライトがついているか（明るいかな），反射器材がついているか）

ベル・・・ベルがついているか（よく鳴るか）



【補足】

- 自転車の利用は，学校の定めたルールを守らなければなりません。
- 自転車に乗るときは，ヘルメットをかぶりましょう。
- 夕暮れ時など薄暗いとき，夜自転車に乗るとき，トンネルを通るときはライトをつけましょう。

テーマ『自転車の正しい乗り方（自転車の通る所）』

1 児童（13歳未満）は，自転車に乗って歩道を通行することができます。

(1) 歩道を通る場合は，歩道の中央から車道側をいつでも止まれるような，ゆっくりとしたスピードで走りましょう。

(2) 歩行者とぶつかりそうなときは，一度止まりましょう。

(3) 歩行者がたくさんいるときは，自転車から降りて押して歩きましょう。

2 車道は左側の端を通り，路側帯は道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができます。路側帯を通行するときは，歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しましょう。



3 近くに「自転車横断帯」があるときは，そこを通りましょう。

4 横断歩道を自転車を通るとき，歩行者がいる場合は，自転車から降りて押して歩きましょう。



【補足】

● 自転車の合図の仕方

道路では、お互いの安全のために、これからしようとする行動を他の車や人に知らせることが大切です。自転車に乗っているときの合図の仕方を覚えましょう。

- ① 「これから止まる」～右腕を斜め下に出す
- ② 「これから右に曲がる」
～手のひらを下にして右腕を横に水平に出す
- ③ 「これから左に曲がる」
～右腕のひじを垂直に上に曲げる



※ 左手で手信号を行うこともできますが、ブレーキをかけたときに安定を保ちやすい後輪ブレーキのレバーが左手側についていることから、できる限り右手で合図するよう指導してください。

テーマ『自転車の正しい乗り方（交差点の通行）』

1 信号のある交差点を通るときは、信号に従いましょう。

- (1) 「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機の信号に従いましょう。
- (2) 「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がない場合は、車両用の信号機（丸い青・黄・赤の信号）の信号に従いましょう。
- (3) 横断歩道を通るときは、「歩行者・自転車専用」の表示がなくても、歩行者用信号（人の絵の描いてある四角い信号）に従いましょう。



2 一時停止と安全確認

- (1) 「止まれ」の標識や白い線（停止線）がある所では、必ず一度止まって、前や後ろ、左右の安全を確かめてから進みましょう。
- (2) 狭い道路から広い道路に出るときや、前や左右の様子がよく見えない曲がり角では、一度止まって、安全を確かめてから進みましょう。



一時停止標識

4 交差点の右折

- (1) 信号機のない交差点の右折
できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分にスピードを落として曲がりましょう。
- (2) 信号機のある交差点の右折
青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まり、右に向きを変え、前方（進む方向）の信号が青になってから進みます。



【補足】

● 安全確認

信号機のない所ではもちろん、青信号に従って走行するときでも、前後左右の安全を確認しましょう。

特に、

- 見通しの悪い交差点での左右の安全確認
- 右後の安全確認（巻き込まれ防止）
- 対向（反対）から右折してくる車に対する安全確認

を十分に行いましょう。

● 交通事故に遭った場合

- 近くの人に事故に遭ったことを伝える。（助けを求める）
- 保護者、先生に知らせる。電話があれば110番通報する。
- 事故の場所から離れない。